

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月29日

【発行者の名称】 ドイツ復興金融公庫
(KfW)

【代表者の役職氏名】 ヴァイス・プレジデント
クリストフ・ベッカー
(Christoph Becker, Vice President)
シニア・マネージャー
シルケ・ブラッケルスベルク
(Silke Brackelsberg, Senior Manager)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 白川 もえぎ
弁護士 北島 義之
弁護士 山元 貴恵

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1119

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当なし

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【売出債券の名称】	ドイツ復興金融公庫 2019年9月18日満期 満期円償還特約付円/米ドル デュアル債券 (ドイツ復興金融公庫法に基づくドイツ連邦共和国保証) (以下「本債券」という。)(注8)
【記名・無記名の別】	無記名式
【券面総額】	50億円(予定)(注1)
【各債券の金額】	100万円(注2)
【売出価格及びその総額】	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 50億円(予定)(注1)
【利率】	額面金額に対し年1.00%
【償還期限】	2019年9月18日(注2)
【売出期間】	2018年9月10日から2018年9月14日まで(注9)
【受渡期日】	2018年9月19日(注9)
【申込取扱場所】	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに下記(注3)に記載の金融商品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注4)

(注1) 本債券のユーロ市場における発行総額は50億円の予定である。

本債券の券面総額および売出価格の総額は、下記「3 償還の方法(1) 満期における償還」に記載される判定為替に係る仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。本債券の発行に関する未定および予定の条件は、2018年9月上旬までに調印される予定の最終条件書により決定される予定である。

(注2) 本債券についての申込単位は300万円以上100万円の整数倍とする。本債券の利息の支払は日本円によりなされるが、本債券の満期償還は、2019年9月18日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 償還の方法(1) 満期における償還」に従い日本円または米ドルによりなされる。

(注3) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することができる。

(注4) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款が交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。

本債券は、恒久大券(下記「11 その他(2) 本債券の様式」に定義される。)により表章される。確定券面および利札は発行されない(下記「11 その他(2) 本債券の様式」を参照のこと。)

(注5) 本債券は、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社によりユーロ市場で引受けられ、ドイツ復興金融公庫(以下「発行者」または「KfW」という。)のKfWノート・プログラム(以下「本プログラム」という。)に基づき、2018年9月18日(以下「発行日」)(注9)という。)に発行者により発行される。本債券は、いかなる取引所にも上場されない。

(注6) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されおらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されているか、または当該義務に服さない一定の取引において行われる場合を除き、米国(下記「4 元利金支払場所(3) 米国」に定義される。)内において、本債券の勧誘または売付けを行ってはならない。

本債券は、米国税法上の要件の適用を受ける。米国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、米国またはその領土において、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落において使用される用語は、米国内国歳入法および同法に基づく規則(TEFRA Cルールを含む。)により定義された意味を有する。

(注7) 別段の記載のない限り、本書中の「ユーロ」はドイツ連邦共和国を含む欧州連合の一部加盟国が採択した欧州単一通貨を、「米ドル」はアメリカドルを、「円」は日本円を指す。2018年8月27日に株式会社三菱UFJ銀行が発表した東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値はそれぞれ1ユーロ=129.36円および1米ドル=111.20円であった。

(注8) 本債券に関し、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または当該信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行者は、本書の日付現在、その長期債務につき、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)よりAAAの格付を、また、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)よりAaaの格付を付されている。

本債券について、本書の日付現在で個別の格付は取得していない。

S&Pおよびムーディーズは、信用格付業を行っているが、本書の日付現在、信用格付業者として登録されていない(以下「無登録格付業者」という。)。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&Pおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(注9) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売却期間、受渡期日および発行日を概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし

【債券の管理会社】

該当なし

財務代理人兼主支払代理人

ドイチェ・バンク・アクチェンゲゼルシャフト

(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン、

タウヌスアンラゲ 12

トラスト・アンド・エージェンシー・サービスズ

(Trust and Agency Services, Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

(財務代理人兼主支払代理人を以下「財務代理人」といい、財務代理人であるドイチェ・バンク・アクチェンゲゼルシャフトを継承する者、および発行者により2018年6月19日付で定められた財務代理人規則(その時々改訂、補足または修正を含み、以下「財務代理人規則」という。)に基づく財務代理人指名契約に従って指名された代替または追加の支払代理人を含む。財務代理人は、その指定事務所を同市内に所在するその他の指定事務所に変更する権利を常に留保する。)

【振替機関】

該当なし

【財務上の特約】

担保提供制限

該当なし

その他の条項

本債券に基づく債務は、発行者の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本債券間で、また発行者のその他すべての無担保かつ非劣後の債務に優先することなく同順位である。

2【利息支払の方法】

(1) 利率および利払期日

本債券には、2018年9月18日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期償還日（同日を含まない。）までの期間につき、未償還額面総額に対して、年1.00%の利率による利息が付される。かかる利息は、額面金額100万円の各本債券につき計算される。利息は、2019年3月18日および満期償還日（以下それぞれを「利払期日」という。）に年2回後払いされる（ただし、支払についてののみ下記「4 元利金支払場所 (5) 支払営業日」による調整に服する。）。2019年3月18日および満期償還日の各利払期日には、額面金額100万円に対して5,000円が支払われる。

(2) 利息の発生

本債券の利息は、償還期限以降は付されない。ただし、発行者が支払期限の到来した本債券の償還を行わない場合、利息は、本債券の未償還額面総額に対して、当該償還期限（同日を含む。）から本債券が実際に償還される日（同日を含まない。）まで、法律で規定された債務不履行適用利率で継続して付される。かかる債務不履行適用利率は、ドイツ連邦銀行が随時公表する基準金利に5.00%を加えた利率とする。

(3) 1年以外の期間に関する利息の計算

1年以外の期間について利息を計算する必要がある場合、かかる利息は日割計算基準（下記「(4) 日割計算基準」に定義される。）に基づいて計算される（ただし、1円未満を四捨五入する。）。

(4) 日割計算基準

「日割計算基準」とは、一定期間（当該期間の初日を含むが末日は含まない。以下「計算期間」という。）につき本債券の利息額を計算する際に、計算期間の日数を360で除したものをいう。上記計算期間の日数は、1ヵ月を30日、1年を12ヵ月とする1年360日に基づき計算される。ただし、（イ）当該計算期間の末日がある月の31日であり、当該計算期間の初日がある月の30日または31日以外の日である場合、当該末日が属する月は30日である1ヵ月に短縮されるものとはみなされず、または（ロ）当該計算期間の末日が2月の末日である場合は、2月は30日である1ヵ月に延長されるものとはみなされない。

3【償還の方法】

(1) 満期における償還

各本債券は、期限前に償還または買入消却されない限り、満期償還日（下記「4 元利金支払場所 (5) 支払営業日」による調整に服する。）に額面金額100万円の各本債券につき計算代理人（下記に定義される。）が以下に従って決定する金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。

（イ） 計算代理人が、その合理的な裁量により、判定日（下記に定義される。）における参照為替（下記に定義される。）が判定為替（下記に定義される。）と等しいかまたはそれを上回ると決定した場合：

満期償還額は、額面金額100万円の各本債券につき100万円とし、日本円で支払われる。

（ロ） 計算代理人が、その合理的な裁量により、判定日における参照為替が判定為替を下回ると決定した場合（「米ドル償還事由」）：

満期償還額は、額面金額100万円の各本債券につき以下の算式に従って計算される金額とし、米ドルで支払われる。

1,000,000円 ÷ 基準為替（下記に定義される。）

ただし、かかる満期償還額は、1米セント未満を四捨五入するものとする。

本書において、下記の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

「計算代理人」とは、(未定)またはその承継者をいう。

「判定為替」とは、基準為替から(未定)円/米ドル(4.00~12.00円/米ドルを仮条件とする。最終的に決定される条件は、当該仮条件の範囲外になることがある。)を差し引いた値をいう。

「判定日」とは、満期償還日の15営業日(下記「4 元利金支払場所 (5) 支払営業日」に定義される。)前の日をいう。

「参照為替」とは、計算代理人によって決定される、判定日の午前11時(東京時間)時点でブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」(またはその承継ページ)の「Mid」欄に公表される米ドル・日本円間の為替レート(1米ドル当たりの日本円の金額)をいう。

ただし、かかる為替レートが、判定日にブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」に公表されない場合は、計算代理人は、その合理的な裁量により選定した東京銀行間市場の主要な5つの参照銀行に対して、当該日の午前11時(東京時間)時点の米ドル・日本円間の為替レートの仲値の相場を提供するよう要請する。最高と最低の相場を除く残りの相場の単純平均値が参照為替となる。

4つの相場しか入手できなかった場合、参照為替は、かかる相場のうち最高および最低の相場を除く相場の単純平均値とする。

3つまたは2つの相場しか入手できなかった場合、参照為替は、かかる相場の単純平均値とする。

1つの相場しか入手できなかった場合、計算代理人は、かかる相場を参照為替とすることができる。

かかる相場が1つも入手できなかった場合、または計算代理人がその合理的な裁量で相場を提示することができる適切な参照銀行が存在しないと決定した場合、計算代理人は、その合理的な裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で参照為替を決定する。

「基準為替」とは、計算代理人によって決定される、利息起算日の午前11時(東京時間)時点でブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」(またはその承継ページ)の「Mid」欄に公表される米ドル・日本円間の為替レート(1米ドル当たりの日本円の金額)をいう。

ただし、かかる為替レートが、利息起算日にブルームバーグ・スクリーン・ページ「BFIX」に公表されない場合は、計算代理人は、その合理的な裁量により選定した東京銀行間市場の主要な5つの参照銀行に対して、当該日の午前11時(東京時間)時点の米ドル・日本円間の為替レートの仲値の相場を提供するよう要請する。最高と最低の相場を除く残りの相場の単純平均値が基準為替となる。

4つの相場しか入手できなかった場合、基準為替は、かかる相場のうち最高および最低の相場を除く相場の単純平均値とする。

3つまたは2つの相場しか入手できなかった場合、基準為替は、かかる相場の単純平均値とする。

1つの相場しか入手できなかった場合、計算代理人は、かかる相場を基準為替とすることができる。

かかる相場が1つも入手できなかった場合、または計算代理人がその合理的な裁量で相場を提示することができる適切な参照銀行が存在しないと決定した場合、計算代理人は、その合理的な裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で基準為替を決定する。

(2) 通知

計算代理人は、基準為替、参照為替および満期償還日に支払う満期償還額の決定をした場合は、決定次第実務上可能な限り速やかに、発行者および財務代理人にその旨を通知し、発行者は、その後実務上可能な限り速やかに、下記「10 公告の方法」に従って所持人(下記「11 その他(4) 本債券の所持人」に定義される。)に対し通知を行う。

(3) 拘束力を有する決定

計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、決定、計算、引用および判断は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人および所持人を拘束する。

(4) 買入消却

発行者は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本債券を買入れることができる。発行者が買入れた本債券は、発行者の選択により、保有、再販売、または消却のために財務代理人に提出できる。

全額償還されたすべての本債券、または前段落に基づき消却のために提出されたすべての本債券は、即時に消却されるものとし、再発行または再販売することはできない。

4【元利金支払場所】

- (1) (a) 元金の支払： 本債券に関する元金の支払は、下記第(2)項に従って、決済機関(下記「11 その他(3) 決済機関」に定義される。)または決済機関が振込を指示する決済機関の関連口座名義人口座に対して、米国外に所在する財務代理人の指定事務所において支払時に本債券を表章する大券(下記「11 その他(2) 本債券の様式」に定義される。)を呈示および(一部支払の場合を除き)提出することにより、行われる。

(b) 利息の支払： 本債券の利息の支払は、下記第(2)項に従って、決済機関または決済機関が振込を指示する決済機関の関連口座名義人口座に対して行われる。

- (2) 支払方法： 適用ある法律および規則に従って、本債券につき支払期限の到来した金額の支払は、日本円または上記「3 償還の方法 (1) 満期における償還 (口)」の規定に従い、米ドルによりなされる。

発行者が、支払営業日(下記「(5) 支払営業日」に定義される。)に支払うべき金額について、やむを得ない理由により、自由に流通可能で交換可能な資金としての日本円(または上記「3 償還の方法 (1) 満期における償還 (口)」の規定に従い、満期償還額の支払が米ドルによりなされる場合には米ドル。以下、本「(2) 支払方法」において同じ。)で支払を行うことができないと決定した場合、または、日本円もしくは法律に定められる日本円の承継通貨(以下「承継通貨」という。)が、国際金融取引の決済にもはや使用されていないと決定した場合、発行者は、かかる支払営業日に(または合理的に実務上可能な限り速やかに)適用為替レート(下記に定義される。)に基づき、ユーロで支払を行うことにより支払義務を履行する。所持人は、これにより、追加の利息またはその他のいかなる支払も受ける権利を有さない。「適用為替レート」とは、()支払が行われる日に可能な限り近接した直前の合理的期間(発行者がその公正な裁量により決定する。)内の実務上可能な限り近接した日における、欧州中央銀行が決定し公表する日本円もしくは承継通貨の対ユーロ外国為替参照レート、または()かかるレートが入手不可能な場合は、発行者が公正な裁量により決定する日本円もしくは承継通貨の対ユーロ外国為替参照レートを意味する。

- (3) 米国： 上記「(1)(a) 元金の支払」において、「米国」とは、アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含む。)ならびにその領土(プエルトリコ、合衆国領ヴァージン諸島、グアム、アメリカン・サモア、ウェーク島および北マリアナ諸島を含む。)を意味する。

- (4) 弁済： 発行者は、決済機関に対して、またはその指図に従って支払を行うことにより、債務を弁済する。

- (5) 支払営業日： 本債券に関する金員の支払期日が支払営業日に当たらない場合、所持人はかかる繰延べにより追加の利息またはその他の金員の支払を受ける権利を有さない。

所持人は翌支払営業日まで支払を受ける権利を有さない。

利息の支払が上記のとおり支払営業日に繰り延べられた場合でも、かかる繰延べによる利息額の調整は行われない。

「支払営業日」とは、()決済機関が営業を行っている日で、かつ、()フランクフルト、ロンドン、ニューヨークおよび東京が営業日である日を意味する。

「営業日」とは、決済機関、商業銀行および外国為替市場がフランクフルト、ロンドン、ニューヨークおよび東京において通常業務を行い、かつ、支払の決済を行う日(土曜日および日曜日を除く。)を意味する。

- (6) 元金に関する記載： 本債券の要項における本債券の元金に関する記載には、適用ある場合、本債券の満期償還額、ならびに本債券に基づいてまたは本債券に関して支払われる追加額およびその他の金額が含まれる。

- (7) 元利金の寄託： 発行者は、支払期日後12ヵ月以内に所持人が支払請求しなかった元金または利息を、所持人が支払を受けられない状態になかったとしても、フランクフルト・アム・マインに所在する区裁判所(Amtsgericht)に寄託することができる。寄託がなされ、回収権が放棄された場合、発行者に対する当該所持人各々の債権は消滅する。

(8) 指名、指定事務所： 当初の財務代理人およびその当初の指定事務所は以下の通りである。

ドイチェ・バンク・アクチェンゲゼルシャフト

(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン、

タウヌスアンラーゲ 12

トラスト・アンド・エージェンシー・サービスズ

(Trust and Agency Services, Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

財務代理人は、その指定事務所を同市内に所在するその他の指定事務所に変更する権利を常に留保する。

(9) 指名の変更または終了： 発行者は、財務代理人、支払代理人または計算代理人の指名を変更または終了し、別の財務代理人、追加もしくはその他の支払代理人または別の計算代理人を指名する権利を常に留保する。発行者は、() 財務代理人、() (米国外に所在するすべての支払代理人の事務所における支払またはかかる事務所を経由する支払が、米ドルによる全額の支払または受領を規制する為替管理または同種の規制により、不適法または事実上不可能となった場合には) ニューヨークに指定事務所を有する支払代理人および() 計算代理人を常時維持する。発行者は、変更、終了、指名またはその他の異動について、かかる異動が有効になった後、可及的速やかに所持人に通知を行う。

(10) 発行者の代理人： 財務代理人、支払代理人および計算代理人は発行者の代理人としてのみ行為し、所持人に対して義務を負わず、所持人と代理関係または信託関係にない。

5【担保又は保証に関する事項】

- (1) 本債券には、ドイツ復興金融公庫に関する法律(以下「KfW法」または「ドイツ復興金融公庫法」という。)第1a条に基づくドイツ連邦共和国の法定保証が付されている。
- (2) 本債券に基づく債務は、発行者の無担保かつ非劣後の債務を構成し、当該本債券間で、また発行者のその他すべての無担保かつ非劣後の債務に優先することなく同順位である。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし

財務代理人の職務

財務代理人は、財務代理人規則に記載の条件で、かつ、財務代理人規則に記載の条項に従って、以下を目的として行為する。

- (a) 大券の調製、完成、認証および交付(ただし、発行者が調製および完成する場合を除く。)
- (b) 大券に関して支払うべき金額の支払および新タイプの大券の形式による仮大券または恒久大券である大券については、CBLおよびユーロクリア(すべて、下記「11 その他 (3) 決済機関」に定義される。)に対し、その記録に適切に記載するよう指示すること
- (c) 本債券の要項に従って本債券に関し支払うべき利息および/またはその他の金額を決定すること
- (d) 所持人に対する通知を発行者に代ってかつ発行者の費用負担により準備すること

- (e) 発行者が情報提供を要求された場合、本プログラムに基づいて発行される本債券のその時々効力を有する関連通貨の管轄当局から課される報告要件を遵守するために必要なすべての行為を、発行者と相談の上、発行者の指示通りに履行することを保証すること
- (f) 本債券の要項および財務代理人規則により財務代理人に課されるその他すべての義務および職務を遂行すること
- また、財務代理人は支払代理人の役割も果たす。

7【債権者集会に関する事項】

該当なし

8【課税上の取扱い】

(1) ドイツ連邦共和国の租税

本債券の支払はすべて、法律により税金またはその他の公租公課を控除するよう要求される場合、当該控除後になされるものとする。かかる控除がなされる場合、発行者は、本債券につき追加額を支払わない(「グロスアップ」はしない。)。

以下は、本債券の取得および所有に対する一定のドイツ連邦共和国の税効果について一般的に論じたものである。この記述は、本債券の購入の決定に関連する可能性のある課税上の考慮事項すべてを包括的に記載することを目的とするものではない。特に、この記述は特定の購入者に適用される可能性のある特定の事実または状況を考慮に入れていない。この要約は本書の日付現在有効で適用されるドイツ連邦共和国法に基づくものである。かかる法律は遡及効果をもって改正され得る。

本債券を購入しようとする者は、ドイツ連邦共和国および自らが居住者である各国の税法に基づく本債券の購入、所有および処分税効果(州税または地方税の影響を含む。)について自らの税務顧問に相談することが推奨される。

所得税

課税居住者が非事業資産として保有する本債券

- 利息に対する課税

ドイツ連邦共和国の個人かつ課税居住者である所持人(すなわち、住所または通常の居所がドイツ連邦共和国国内にある者)に対する本債券の利息の支払については、ドイツ所得税が課される。ドイツ所得税が発生する場合、連帯付加税(Solidaritätszuschlag)が加えて課される。また、適用ある場合は、教会税が課されることがある。利札または利息債権が別途(すなわち、本債券を付さずに)処分される場合、かかる処分による利得には所得税が課される。本債券が別途処分される場合の利札または利息債権の償還による利得も同様である。

ドイツ連邦共和国の課税居住者である個人に対する本債券に係る利息の支払において、一般に、25%の税率のフラット所得税(および当該課税に対する5.5%の金額の連帯付加税)として所得税が課される(結果として26.375%の課税となり、適用がある場合は、さらに教会税が課される。)。教会税は、所持人が停止通知(Sperrvermerk)をドイツ連邦中央税務庁(Bundeszentralamt für Steuern)に提出した場合を除き、原則として源泉徴収により課税される。個人のプラスの投資収益合計からは、実費ではなく、投資収益の一括控除額(Sparer-Pauschbetrag)である801ユーロ(個人が共同で申告する場合は1,602ユーロ)が控除される。

本債券の保有もしくは管理または本債券の処分の実行がドイツのもしくはドイツ以外の信用機関もしくは金融サービス機関のドイツ支店またはドイツの証券取引業者もしくは証券取引銀行によりなされ、かつ、かかる事業体によって投資収益の入金または支払がなされる場合(以下これらを「支払受託者」という。)、支払受託者が支払う利払総額に対して源泉徴収方式で上記の税率のフラット所得税が課税される。

一般的に、所持人が個人であり、() 所有する本債券が取引もしくは事業の資産の一部を構成せず、かつ() 支払受託者に対して源泉徴収免除証明(Freistellungsauftrag)を提出している(ただし、本債券から得られる利子所得と他の投資収益の合計が源泉徴収免除証明に記載される免

除総額を超えない範囲に限る。)場合、源泉徴収税は課されない。同様に、所持人が支払受託者に対して、関連する地方税務当局により発行された無税証明書(Nichtveranlagungs-Bescheinigung)を提出している場合にも、源泉徴収税は課されない。

支払受託者が支払の過程に関与していない場合、所持人は本債券に係るその所得をその納税申告に含めなければならず、通常25%の投資収益税ならびに連帯付加税および(適用ある場合)教会税は賦課方式で徴収される。

一般に、フラット所得税の支払により、かかる投資収益に関する所持人の所得税納付義務(連帯付加税および(適用ある場合)教会税を含む。)は満たされる。所持人は、適用ある一般原則に基づく賦課課税による所得税の負担額が25%未満の場合、かかる賦課課税を申請することができる。この場合も、所得に関連する費用は、上記年間一括控除を除き、投資収益から控除することはできない。

- キャピタル・ゲインに対する課税

本債券の処分または償還により、ドイツ連邦共和国の個人課税居住者が実現したキャピタル・ゲイン(本債券の譲受けによる利得または隠れた寄付を含む。)にも、保有期間にかかわらず投資収益に対する25%の税率のフラット所得税(および当該課税に対する5.5%の金額の連帯付加税)が課される(結果として26.375%の課税となり、適用ある場合は、さらに教会税が課される。)。利札または利息債権の本債券からの分離(例えば、初回の割当てによるもの)については、本債券の処分として取り扱われる。教会税は、所持人が停止通知をドイツ連邦中央税務庁に提出した場合を除き、原則として源泉徴収により課税される。当該課税は、返済が保証されないが、元金の全部または一部が有効に償還される本債券にも適用される。

本債券の保有もしくは管理または本債券の処分の実行が支払受託者によってなされる場合、償還金(または処分による手取金)と本債券の発行価格(または購入価格)とのプラスの差額からの源泉徴収方式でフラット所得税が課税される。同じ保管口座にて保有または管理された本債券が異なる時点で取得された場合、キャピタル・ゲインを決定する目的においては、先に取得された本債券が先に売却されたものとみなす。本債券の取得後に初めて本債券が支払受託者の保管口座に移行され、かつ、新たな支払受託者が、以前に保管口座にて本債券を保有していた支払受託者から当該取得データに関する証拠を有効に提供されていない場合、本債券の処分または償還による手取金の30%に対して、源泉徴収税が課される。

支払受託者が支払の過程に関与していない場合、所持人は本債券の処分または償還によるキャピタル・ゲインをその納税申告に含めなければならず、通常25%の投資収益税ならびに連帯付加税および(適用ある場合)教会税は賦課方式で徴収される。

一般に、フラット所得税の支払により、かかる投資収益に関する所持人の所得税納付義務(連帯付加税および(適用ある場合)教会税を含む。)は満たされる。所持人は、適用ある一般原則に基づく賦課課税による所得税の負担額が25%未満の場合、かかる賦課課税を申請することができる。さらに、処分または償還に課される源泉徴収税が(実際の利得ではなく)それぞれの手取金の30%により計算された場合、個人課税居住者である所持人は、実際の取得費用に基づく賦課課税を申告することができる。かつ、実際の利得がそれぞれの手取金の30%を上回る場合は、かかる賦課課税を申告しなければならない。この場合も、所得に関連する費用は、上記年間一括控除を除き、投資収益から控除することはできない。

本債券の処分または償還によるキャピタル・ロスは、資本投資によるプラスの収益によってのみ相殺することができる。支払受託者は、同支払受託者が関与した資本投資によるプラスの収益を用いて損失を相殺し、相殺しきれない損失を翌年に繰り越す。支払受託者において資本投資によるプラスの収益を用いて損失を全額相殺することができない場合、所持人は、代わりに損失を記載した証明書の発行を支払受託者に対して要請し、その他の資本投資によるプラスの収益を用いて損失相殺するか、または申告手続に繰り延べることができる。かかる要請はその年の12月15日までに支払受託者に届け出なければならず、撤回不能である。

課税居住者が事業資産として保有する本債券

ドイツの個人課税居住者または課税居住法人(法律上の所在または有効な管理場所をドイツ連邦共和国国内に有する法人をいい、場合によりパートナーシップを通じた場合を含む。)が事業資産

として保有する本債券に対する利息の支払または当該本債券の処分もしくは償還によるキャピタル・ゲインは、一般的にドイツの所得税または法人税（ならびにそれぞれ連帯付加税および（適用ある場合）教会税）が課される。また、利息およびキャピタル・ゲインには、本債券がドイツの取引または事業の資産の一部を構成する場合、営業税が課される。

本債券の保有もしくは管理または本債券の処分の実行が支払受託者によってなされる場合、25%（ならびに当該課税に対する5.5%の金額の連帯付加税および（適用ある場合）教会税）の税率で、本債券に対する支払利息から、また一般的に、事業資産として保有される本債券の処分または償還によるキャピタル・ゲインからも源泉徴収が行われる。かかる場合、源泉徴収税はフラット所得税のように所得税納税義務を満たすものではないが、所持人の個人所得税または法人税および連帯付加税（および（適用ある場合）教会税）の納付義務に対する前納とみなされる。

本債券の処分または償還によるキャピタル・ゲインについては、ドイツ連邦共和国の課税居住法人（ただし、一定の法的形態による法人の場合、当該法人の地位が管轄税務当局の証明書により証明されているものに限る。）が保有する本債券に対して、一般的に源泉徴収は要求されない。支払受託者に対して行う公的に定められた様式を用いた通知および個人またはパートナーシップが事業資産として保有する本債券の適用についても、同様である。

非居住者が保有する本債券

非居住者（すなわち、住所、通常の居所、法律上の所在または有効な管理場所をドイツ連邦共和国国内に有さない者）の場合、本債券に対する利息および本債券の処分または償還によるキャピタル・ゲインは、本債券がドイツ連邦共和国国内に維持される恒久的施設の事業資産の一部を構成する場合またはそのための恒久的代表者がドイツ連邦共和国国内において任命された場合を除き、ドイツの課税に服しない。ただし、その他の理由により利息がドイツ連邦共和国で課税対象となる収入（一定のドイツ所在の資産の賃貸もしくはリース収入またはドイツ所在の不動産により直接的もしくは間接的に担保される資本投資による収益など）となる場合には、ドイツの所得税に服する可能性がある。

ドイツ連邦共和国の非居住者は、一般的に、利息およびキャピタル・ゲインに対するドイツの源泉徴収税およびそれに対する連帯付加税を免除される。ただし、上記段落に記載されるとおり利息およびキャピタル・ゲインがドイツの課税対象であり、本債券の保有もしくは管理または本債券の処分の実行が支払受託者によってなされる場合には、それぞれ上記「課税居住者が事業資産として保有する本債券」または「課税居住者が非事業資産として保有する本債券」に記載されるとおり源泉徴収税が課される。

本債券の利回りがマイナスとなる場合の特記事項

所持人は、本債券の処分に際して、発行価格（または本債券に支払った購入価格）を超える金額を得た場合のみ、課税対象となるキャピタル・ゲインを実現する。これに対して、本債券を発行価格で引き受け、最終償還日までこれを保有した所持人には、発行価格が償還額を上回った場合に損失が生じる。かかる損失に関する課税上の取扱いは必ずしも明確ではない。

ドイツの税務当局による、個人投資家による銀行預金に生じた「マイナス金利」に関する声明には、本債券が課税居住者の非事業資産として保有される場合、かかる損失は全額控除されない旨が示されていると言える。かかる損失は資本投資による収益に関連する費用として取り扱われるため、年間一括控除（Sparer-Pauschbetrag）である801ユーロ（個人が共同で申告する場合は1,602ユーロ）を除き、所得から控除することはできない。

ドイツの税務当局が最近公表した、事業投資家による銀行預金に生じた「マイナス金利」に関する声明には、本債券が課税居住者の事業資産として保有される場合、かかる損失は一般に所得から控除可能である旨が示されていると言える。

相続税および贈与税

相続税については故人および相続人のいずれもが、また贈与税については寄贈者および受贈者のいずれもがドイツ連邦共和国の課税居住者にあらず、かつ、ドイツの取引または事業を目的とするドイツ連邦共和国における恒久施設の維持または恒久的な代理人の指名がなされるような当該取引または事業に当該本債券が帰属しない場合には、一般に、ドイツ連邦共和国法に基づいて本債券に関する相続税および贈与税は発生しない。以前にドイツ連邦共和国に居所を有していた一定のドイツ連邦共和国の国民に対しては本規定の例外が適用される。

その他の税金

本債券の発行、交付または作成に関連して、印紙税、発行税、登録税または類似の税金がドイツ連邦共和国において支払われることはない。現在、純資産税（Vermögenssteuer）はドイツ連邦共和国において課税されていない。

外国口座税務コンプライアンス法に関する一定の考慮事項

米国の金融機関ではない一定の金融機関は、当該金融機関への特定の支払に対する源泉徴収の対象となることを回避するため、直接または間接の米国株主および/または米国の口座名義人に関する情報報告義務または証明義務を遵守する必要がある。したがって、当該金融機関については、米国内国歳入庁に債券の所持人に関する情報を報告する必要性が生じる可能性があり、また、関連する情報報告義務を遵守しない特定の所持人または直接的もしくは（かかる義務を遵守しない仲介者を通じて）間接的に債券を保有する所持人に対してなされる、債券に基づく支払の一部につき、源泉徴収義務を生じる可能性がある。しかし、当該源泉徴収は通常、支払が米国内の資金源によるものであるとみなされない限り、2019年1月1日より前になされる支払については適用されない。さらに、かかる源泉徴収は通常、かかる規則を制定する最終的な法令が施行された日の少なくとも6ヵ月後に発行された債券についてのみ適用される。所持人は、これらの規則の影響（もしあれば）について、税務顧問および所持人がそれらを通じて債券を所持している銀行またはブローカーに相談する必要がある。

金融取引税の提案

欧州委員会は、特定の参加加盟国における共通の金融取引税（以下「金融取引税」という。）の指令に関し、提案を公表した。提案された金融取引税は非常に広範囲にわたり、金融商品の特定の取引（流通市場取引を含む。）にも適用される。金融取引税は、参加加盟国の内外双方における者に適用される。通常、少なくとも当事者の一方が金融機関であり、かつ（ ）少なくとも当事者の一方が参加加盟国において設立されているかもしくは設立されているとみなされるか、または、（ ）かかる金融商品が参加加盟国において発行されている場合には、金融取引税が金融商品の特定の取引に対して適用されることになる。しかし、指令案は依然として、参加加盟国間で交渉中である。そのため、施行前に当該指令案は変更される可能性があり、施行の時期も不透明である。本債券を所持しようとする者は、金融取引税について、自ら個別の助言を得ることが推奨される。

(2) 日本国の租税

以下は、2018年8月29日現在公布されている日本国の租税に関する法令に基づき、日本国の居住者である個人および内国法人についての本債券に関する課税の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本国の税法」という。)上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- ()本債券は、特定口座において取り扱うことができる。
- ()本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、所得税、復興特別所得税および住民税の合計である源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者である個人は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、所得税、復興特別所得税および住民税の合計に係る税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本国の税法上、所得税および復興特別所得税の合計である源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- ()本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者である個人に帰属する譲渡益または償還差益は、所得税、復興特別所得税および住民税の合計に係る税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者である個人が選択したもの(源泉徴収選択口座)における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

- ()日本国の居住者である個人は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- ()外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 準拠法： 本債券の様式および内容、ならびに所持人および発行者の権利および義務はすべて、ドイツ連邦共和国法に準拠するものとする。
- (2) 履行地： 履行地は、フランクフルト・アム・マインとする。
- (3) 管轄権： フランクフルト・アム・マインに所在する地方裁判所 (Landgericht) は、本債券からまたは本債券に関連して生じた訴訟またはその他の法的手続について管轄権を有する。
- (4) 行使： 所持人は、発行者に対する、または所持人および発行者が当事者である法的手続において、() 当該所持人が本債券に関する証券取引口座を維持している証券保管機関(下記に定義される。)から発行された明細書で、(a) 所持人の正式な氏名および住所が記され、(b) 明細書作成日において当該証券取引口座に記帳された本債券の元金額が記載され、かつ、(c) 証券保管機関が(a) および (b) に従って情報を記載した書面による通知を決済機関に対して行った旨の確認がなされている明細書、ならびに() かかる法的手続において実際の記録または本債券を表章する大券を提出することなく、決済機関または決済機関の受託者の適式な授権者によって真正なる写しであることが証明された大券の様式による本債券の写しに基づいて、所持人自身の名によって当該本債券に基づく自身の権利を保護し、行使する。上記において、「証券保管機関」とは、証券保管業務の実行を公認され、所持人が本債券に関して証券口座を維持している定評のある銀行その他の金融機関を意味し、決済機関を含む。

10【公告の方法】

- (1) 決済機関に対する通知： 発行者は、決済機関から所持人に通知するために、決済機関に本債券に関するすべての通知を交付する。かかる通知は、決済機関に通知された日から7日目の日に所持人になされたものとみなされる。
- (2) 通知の形式： 所持人による通知は、上記「9 準拠法及び管轄裁判所 (4) 行使」に基づき所持人の権利を証明するものと併せてテキスト形式(電子メールまたはファックス等)または書面により財務代理人に対してなされるものとする。当該通知は、当該目的上、財務代理人および決済機関が承認する方法で決済機関を通して行うことができる。

11【その他】

- (1) 債務不履行事由
該当なし

(2) 本債券の様式

本債券は、無記名式で発行され、一または複数の大券(それぞれを以下「大券」という。)により表章される。

本債券は、無利札の恒久大券(以下「恒久大券」という。)により表章される。恒久大券は、発行者の授権された2名の署名者により手書きで署名され、財務代理人によりまたは財務代理人のために認証される。確定券面および利札は発行されない。

(3) 決済機関

各恒久大券は、本債券に基づく発行者のすべての債務が弁済されるまでは、決済機関により、または決済機関のために保管される。「決済機関」とは、クリアストリーム・バンキング・エスエー・ルクセンブルク(以下「CBL」という。)およびユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)(国際証券集中保管機関であるCBLおよびユーロクリアの各々を以下「ICSD」という。)のそれぞれおよび権限を有する承継機関を意味する。

本債券は、新タイプの大券で発行されるものとし、両ICSDに代わり共通保管人が保管する。

(4) 本債券の所持人

「所持人」とは、本債券について、按分された共同所有権またはその他の受益権の保有者を意味する。

(5) 呈示期間

本債券は、本債券の元利金の各支払期日から10年以内に呈示されなければならない。

(6) 追加発行

発行者は、所持人の同意なしに、すべての点(ただし、発行日、利息起算日および/または発行価格は異なる場合がある。)において本債券と同じ条項を有する債券を今後随時発行することができ、それらは本債券と単一のシリーズを構成する。

(7) ICSDの記録

大券により表章される本債券の額面総額は、両ICSDにその時々記録される総額とする。ICSDの記録(各ICSDがその顧客のために維持している記録で、本債券における当該顧客の持分の額を反映する記録をいう。)は、大券により表章される本債券の額面総額の確定証拠であり、また、かかる目的上、ICSDにより発行され、上記のとおり表章される本債券の金額を随時記した書面は、関連あるICSDの当該時点での記録の確定証拠とする。

大券により表章されるいずれかの本債券に関してなされる償還もしくは利息の支払時、または当該本債券の買入消却時に、発行者は、大券に関する償還、利息の支払または買入消却(場合による。)の詳細をICSDの記録にしかるべく記載させ、かつ、当該記録がなされた後、ICSDに記録され、大券により表章される本債券の額面総額から償還または買入消却された本債券の総額を減額させるものとする。

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

該当なし

第4【法律意見】

発行者の財務部職員2名により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者は、KfW法に基づき適式に設立された制定法上の法人であり、ドイツ連邦共和国法の下に有効に存続している。

- (2) 発行者は、有価証券届出書を作成し、これを関東財務局長に提出する権能および権限を有する。
- (3) 発行者による発行者のための有価証券届出書の関東財務局長に対する提出および有価証券届出書記載の本債券の売出しは適法に授權されており、ドイツ連邦共和国法上適法である。

この法律意見書は、ドイツ連邦共和国法に関する範囲に限って述べられており、有価証券届出書およびその提出は、日本国の法律の下で、適法かつ有効であると仮定している。

第5【その他の記載事項】

発行者の名称およびロゴ、売出人の名称、ならびに以下の文言が債券売出届出目論見書の表紙に印刷される。

「ドイツ復興金融公庫 2019年9月18日満期 満期円償還特約付 円/米ドル デュアル債券

(ドイツ復興金融公庫法に基づくドイツ連邦共和国保証)」

また、債券売出届出目論見書の表紙の裏面以降には次の文章が記載される。

「本債券の元金は償還期限において米ドルで支払われることがありますので、日本円・米ドル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

本債券の投資に伴う主要なリスクとご留意事項

本債券への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、以下に記載される本債券の主要なリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、必要に応じて本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に投資判断を行うべきである。

ただし、以下の記載は本債券に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

1. 本債券の投資に伴う主要なリスクについて

(1) 為替変動リスク

本債券の満期償還額(下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 満期における償還」に定義される。)は米ドルにより支払われることがあるため、円で換算した場合の支払額は外国為替相場の変動の影響を受ける。かかる円換算後の償還価値は、本債券に対する当初の投資元本を割り込むことがある。

(2) 元本毀損リスク

満期償還の場合、本債券の償還通貨は判定日(下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 満期における償還」に定義される。)に有効な円/米ドル為替間のレートにより異なる。本債券の償還が米ドルで行われた場合、円換算後の償還価値は変動し、本債券に対する当初の投資元本を割り込むことがある。

(3) 流動性リスク

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者、売出人およびそれらの関連会社等は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図しておらず、本債券を買取る義務も負わない。このため、所持人は、本債券を償還前に売却できない場合があり得る。

また、たとえ本債券を売却できたとしても、こうした流動性の低さは本債券の中途売却価格を低下させる要因になり得る。このため、その売却価格が投資金額を著しく下回る可能性がある。

(4) 信用リスク

発行者または保証会社等の財務・経営状況の悪化により、本債券の利息または満期償還額の支払期日における支払が遅延する可能性、または支払われない可能性がある。また、発行者または保証会社等の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、償還前における本債券の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

一般的に、発行者または保証会社等への信用格付は、発行者の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また当該格付は格付機関により、いつでも変更または取下げられる可能性がある。

本債券は、発行者の債務不履行による期限前償還を定めていない。したがって、債務不履行が生じた場合に、債務不履行発生後直ちに償還できる権利を明示的に定める債券と比べ、債権回収の可能性が低くなる可能性がある。ただし、所持人は、ドイツ復興金融公庫に関する法律第1a条による保証の利益を享受し、これによって、発行者に債務不履行が生じた場合には、保証会社等に対し償還請求する権利を有する。

(5) 価格変動リスク

本債券の評価価値および売却価格は、以下に掲げる様々な要因の影響を受ける。また、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

金利

円金利と米ドル金利の変動、また円と米ドルの金利差の変動は、本債券の価値に影響を及ぼす。一般的に、金利の上昇は本債券の価値に悪影響を及ぼすと予想され、金利の下落は本債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。また、円と米ドルの金利差の拡大は本債券の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また両金利差の縮小は本債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数等の変動の幅と頻度を表わす。一般的に金利・為替などの予想変動率の変動が本債券の価値に悪影響を与えることがある。

信用力および信用格付

本債券の価値は、発行者または保証会社等の信用に対する投資家の評価により影響を受けると予想される。通常、かかる投資家の認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。このため、発行者または保証会社等に付与された格付が低下すると、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当該格付に変更がなされなくても、発行者または保証会社等の経営・財務状況の悪化やその予想が、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

円/米ドル間の為替レート

一般的に、米ドルが円に対して弱くなる場合には本債券の価値に悪影響を及ぼすと予想され、逆の場合には本債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

(6) 投資利回りが同じ程度の期間の普通債券の投資利回りより低くなるリスク(機会費用損失リスク)

本債券の償還期限までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがあり得る。また、仮に本債券と償還期限が同じである標準的な発行者の非劣後債券を投資家が購入した場合、本債券の利回りの方が低いこともあり得る。貨幣の時間的価値という観点からみると、本債券に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

2. ご留意事項について

(1) 本債券の価格に影響を与え得る市場活動

発行者、売出人およびそれらの関連会社またはオプション提供業者等は、通常業務の一環として、自己勘定で取引するディーラーとして、また顧客の代理人として、金融市場において直物取引、先渡取引およびオプション取引等のデリバティブ取引を随時行うことがある。また、発行者、売出人およびそれらの関連会社またはオプション提供業者等は、通常、金融市場における自己のポジションを直物取引、先渡取引およびオプション取引等のデリバティブ取引によりヘッジすることがある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の発行条件、また満期償還額

を決定する際の円/米ドル間の為替レート、また本債券の評価価値および売却価格に影響し、結果的に所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 租 税

将来において、本債券について課税上の取扱いが変更されることがある。現行法上の取扱いに関しては本書に記載されているが、詳細に関しては会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。」

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

平成30年6月21日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし